

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県岡山市北区大内田1310番地  
名称 マテリアルバンク株式会社  
代表取締役 矢吹 史郎

複製禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日 平成30年12月26日

許可の有効年月日 平成34年12月23日

### 1. 事業の範囲

- 事業の区分 中間処理（固定式破碎、移動式破碎、選別、切断）
- 取り扱う産業廃棄物の種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
  - 固定式破碎：廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、がれき類（廃瓦に限る。）
  - 移動式破碎：ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類
  - 選別：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類
  - 切断：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

#### (1) 破碎施設（固定式）

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4

設置年月日：平成 25 年 8 月 27 日

処理能力：廃プラスチック類 1.178 t / 日（8 時間）

木くず 4.06 t / 日（8 時間）

ゴムくず 1.751 t / 日（8 時間）

#### (2) 破碎施設（固定式兼移動式）

設置場所及び保管場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4

設置年月日：平成 25 年 8 月 27 日

処理能力：ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず  
2.88 t／日（8時間）  
がれき類 4.88 t／日（8時間）

(3) 破碎施設（固定式）

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4  
設置年月日：平成 25 年 8 月 27 日  
処理能力：木くず 80.0 t／日（8時間）  
許可年月日：平成 24 年 1 月 18 日  
許可番号：第（8 の 2）-K37 号

(4) 破碎施設（固定式）

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4  
設置年月日：平成 25 年 8 月 27 日  
処理能力：廃プラスチック類 12.1 t／日（8時間）  
繊維くず 12.2 t／日（8時間）  
許可年月日：平成 24 年 1 月 18 日  
許可番号：第（7）-K14 号

(5) 選別施設（固定式）

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4  
設置年月日：平成 25 年 8 月 27 日  
処理能力：廃プラスチック類 161.9 t／日（8時間）  
紙くず 121.4 t／日（8時間）  
木くず 161.9 t／日（8時間）  
繊維くず 97.0 t／日（8時間）  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず  
809.6 t／日（8時間）  
金属くず 914.8 t／日（8時間）  
がれき類 1,198.2 t／日（8時間）

(6) 切断施設

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4  
設置年月日：平成 30 年 8 月 20 日  
処理能力：廃プラスチック類 41.6 t／日（8時間）  
紙くず 36.0 t／日（8時間）  
木くず 168.0 t／日（8時間）  
繊維くず 14.4 t／日（8時間）  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず  
120.0 t／日（8時間）  
金属くず 49.6 t／日（8時間）  
がれき類 134.4 t／日（8時間）

(7) 切断施設

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4  
設置年月日：平成 30 年 8 月 20 日  
処理能力：廃プラスチック類 93.6 t／日（8時間）  
紙くず 80.0 t／日（8時間）  
木くず 132.0 t／日（8時間）  
繊維くず 32.0 t／日（8時間）  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず

	91.2t/日 (8時間)
金属くず	33.6t/日 (8時間)
がれき類	117.6t/日 (8時間)

### 3. 許可の条件

#### (1) 処理施設の設置場所及び用地面積

設置場所：倉敷市粒江字山ノ奥 1885 番 2、1885 番 5、字横谷 1886 番 3、1886 番 4  
用地面積：9,769.87 m<sup>2</sup>

(2) 移動式処理施設で中間処理を行う場所は、当該産業廃棄物の排出事業場内に限る。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年12月24日 新規許可

平成29年12月24日 更新許可

平成30年 2月23日 変更届に伴う許可証の書換え（処理施設設置場所の地番数の変更）

平成30年12月26日 変更許可（中間処理の追加：切断）

### 5. 規則第10条の4第5項による許可証の提出の有無 無